

裁判官の人事評価の在り方に関する研究会(第17回)協議内容

1. 日時

平成14年6月14日(金)15:25～17:40

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(座長)

大西勝也

(委員)

稲田寛, 緒方重威, 金丸文夫, 長谷部由起子, 福田剛久, 吉本徹也

(幹事)

金築誠志幹事, 金井康雄幹事補佐

4. 議題

(1) 研究会報告書案(前半)の内容の検討

(2) 次回の予定について

5. 会議経過

(1) 研究会報告書の前半部分について, 作業部会により作成された案に対し, 事前に各委員から意見が提出され, それをもとに幹事が作成した別紙「研究会報告書案(前半)」について特に議論が必要と思われる意見(要旨)に基づいて, 意見交換が行われた。このメモに記載された事項以外の各委員の表現ぶりに関するものと思われる意見及び今回の研究会において方向性が示された上更に表現を検討するとされた事項については, 作業部会において検討し, 次回までに報告書案(前半)の修正案を作成することになった。

意見交換の主な内容は, 以下のとおり

- 5頁以下「裁判官の人事評価の現状と関連する裁判官人事の概況」の取扱いについて

- このような表題からは、裁判官の人事評価の現状に何かいろいろな問題があると指摘しているように考えられる。また、説明が長いので資料引用型にしてはどうか。あるいは、この形式をとるのであれば、事実の説明にしぼり、判断部分を割愛してはどうか。
- 報告書を部外にも示すのかといった本報告書の取扱いやこれまでこの説明部分をインターネットに掲載していたか、その場合には全部載せていたかなどのこれまでの取扱いによって違ってくると思う。外の人に、評価の議論の前提として知っておいてもらいたい事項ということであれば、報告書の本文に載せておいた方がいいのではないか。
(幹事の説明:研究会の冒頭での議論の結果、報告書の全文を公表することとされている。司法制度改革推進本部の法曹制度検討会に対しても、報告書の内容を報告することになっているので、内部の者のみならず、外部の方にも分かってもらえるものであることが必要である。)
- それならば、大部ではあるが、報告書の本文に記載した方がいいと思う。
- 私の意見は、該当部分の全部を割愛したいというのではなく、資料扱いという方法もあり得るのではないかという意見である。
- 本文に載せるか注記に落とすかは重要性の度合いによるが、この記載は、研究会の検討の根幹をなすものなので、本文に入れておいた方がいいと思う。
- このままで結構かと思う。
- 作業部会の検討の際にも、この記述が長いという話は出たが、外部の人にも読んで見てもらうことを考えて、本文に入れておいた方がいいということになった。
- このままの形で残すということによろしいか。
(異議なし)

- 現状分析の上でこうした現状が必ずしも現場の裁判官に徹底していないことも研究会のテーマであったことをこの部分に明示すべきではないかと考えたが、このままの形で、本文に記載されるのであれば、そのまま異論がない。
- 18頁～19頁「評価の目的」の記載の取扱いについて
 - 18頁8行目の「これによれば、上記のような人事は、評価を考慮せずに行うことになるのであり、判事任命についての応募制の採用、異動の廃止・限定、裁判官報酬の一律化あるいは報酬の刻みを少なくすべきであるといった考え方も密接に関連していると思われる。」の部分については、裁判官については人事評価を行うべきではないという意見は、後半の部分とは必ずしも密接に関連しているとは思えないので、削除してはどうか。応募制を採用しても誰かが評価するわけだから、人事評価を行うべきではないという少数意見を述べている裁判官の意見とは必ずしも関連しないと思う。
 - 確かにそういう面もあると思う。裁判官については人事評価を行うべきではないという考え方には、後半の部分を根拠とするもの以外の考え方もあり得るので、「～のであり、判事任命についての…密接に関連していると思われる。」の部分を削除してはどうか。
 - そのように削除することでよいと思う。
(異議なし)
 - 18頁11行目について、8行目以下の記載との関係で、「現行の制度を前提とする限り、判事への任命について、それまでの判事補あるいは判事としての勤務に対する評価を判断資料としないことは、およそ考えられない。」としてはどうかと考えたが、議論されたように、8行目以下の記載が削除されるのであれば、そのまま異論がない。また、裁判官の少数意見があげられていることの対比として、大方の裁判官の意見も挙げたらいいと思うので、18頁下から10行目末尾に「～

とするのが大方の裁判官の意見である。」を挿入してはどうか。19頁下から7行目にも同様の記載がされている。

- この部分は、裁判官の大方の意見でもあるが、当研究会での大方の意見であるので、わざわざ付け加えることは不要ではないか。

- 変更しないでよろしいか。

(異議なし)

- 19頁2行目末尾に「～とする」を挿入してはどうか。幹事からの説明であることを明確にすべきではないか。

- 19頁2行目末尾に「～とする」を挿入するのではなく、18頁下から8行目を「以下のとおり、事柄により濃淡がある。」とすることで、幹事からの説明であることを明確にするというのでどうか。

(異議なし)

- 19頁7行目からの「短期的な視点からの明確なランク付けは必ずしも必要ではなく、むしろ」を削除してはどうか。長期的な視点から見る事が重要であることは分かるが、短期的な視点について、この時点で言い切ってしまうのはどうか。後で検討するなら分かるが、結論が先に出てくるのはどうかと思う。

- 短期的な視点からの明確なランク付けは必ずしも必要ではないという結論自体が重要なことであることは、研究会での大方の意見であると思われるので、削除は不適當である。この部分は、裁判官の人事評価の性質の基本的かつ重要な部分であるので、当研究会の認識として記載しておくべきである。

- しかし、記載の場所が早すぎると思う。34頁下から8行目の「もう一つの考え方は…」以下に、短期的な視点についての記載がされているので、ここで記載したらどうか。

- 前半部分(19頁)では基本的な認識についての記載がされているが、後半部分(34頁)では、一つの考え方を示しているにとどまるので、

後半部分だけの記載になるとそこだけの認識となり、おかしいのではないか。

- 両者は、同じことを言っているようでも視点が違うので、両者とも記載が必要ではないか。
- 短期的な視点のところは根幹となる部分で、研究会で大方の意見の一致を得たところだと思う。これを削除してどう論じるのか、分かりにくいので、このままにしておいた方がいいと思う。
- 段階式評価を行うことが、直ちに短期的なランク付けに結びつくとは限らない。全体的な視点としては、前半部分(19頁)の記載はあった方がいいと思う。逆に後半部分(34頁)はいらないと思う。
- 前はより重要で、後は理由付けだから両者とも記載があった方がいいのではないか。基本的なところには変わらないので、もとのままでいいのではないか。

(異議なし)

- 19頁9行目の「これまでの裁判官の人事評価においても、長い期間をかけ、多くの者が見ることにより、評価の客観性・公平性が保たれる」という考え方の下に、運用されてきたものと認められる。」を削除してはどうか。裁判所において従前行われてきた裁判官の評価を、研究会の報告書で認定しなくてもよいのではないかと思う。
- 幹事からの説明であることが示されればよいか。
- この段落は「以上によれば、」で始まっており、幹事からの説明であることの指摘をどの位置に置くかが難しい。
- 「ものと認められる。」を削除し、「これまでの裁判官の人事評価においても、長い期間をかけ、多くの者が見ることにより、評価の客観性・公平性が保たれる」という考え方の下に、運用されてきた。」とすることなら理解できる。

(異議なし)

- 19頁「基本理念」の記載の仕方について

- 基本理念としては、「裁判官の職権行使の独立等」が重要なので、20頁4行目以下の「裁判官の人事評価制度においては、裁判官の独立の原則への配慮が不可欠であるし、裁判官の職務の実情を踏まえ、その特性を十分念頭に置いたものでなければならない。」という記載を、段落の冒頭部分に移してはどうか。
 - そのようにするのであれば、基本理念の項目中、「裁判官の職権行使の独立等」は5に記載されているが、1とすべきである。
 - 報告書案の基本理念の項目の記載順序は、公務員の評価システムの基本原則として一般的に言われているものを先にあげ、後から特殊なものを付け加えたものであって、順序に特段の意味はないのではないか。
 - 当研究会として評価制度を設計する上での基本理念なので、「裁判官の職権行使の独立等」の記載部分を冒頭に移してはどうか。
 - 該当部分を冒頭に移し、基本理念の項目の「裁判官の職権行使の独立等」を1に繰り上げることにしたい。
 - それなら、冒頭に移した該当部分の後に「さらに」という言葉を付け加えて人事院の研究会報告の記載に続けた方がいいのではないか。
(異議なし)
- 22頁「司法行政上の監督権と裁判官の職権行使の独立」に関する注記の取扱いについて
- 当然のことであるので、引用する必要はないのではないかと考えたが、先ほど議論したように、一般の人もこの報告書を見ることが前提であれば、注記の部分があってもいいと思うので、削除の意見についてはこだわらない。
 - 裁判官の職権行使の独立と司法行政上の監督権との関係の理解は重要であり、21頁から始まる本文の記載を理解する上で必要な注記であるので削除できないと思う。

- 是非入れておいて欲しいと思う。司法行政上の監督権は裁判官の職権行使の独立に影響しないでやっているということをはっきりさせておくべきである。

(異議なし)

○ 22頁「評価基準検討の問題意識」の記載の仕方について

- 22頁下から2行目の「当研究会においても、これと同様の問題意識の下に、評価基準の在り方について検討した。」とある部分は、「これと同様の問題意識」としては審議会意見しか掲げられていないので、17頁の評価の目的の部分の記載などを参考にして、表現を工夫してはどうか。我々は、研究会において、民間部門や公務部門での動向、諸外国の例等も踏まえて議論してきたので、そういうものが問題意識にあるということを明らかにした方がよいと思う。
- 他のところとの並びを考えて、少し表現を検討してはどうか。具体的には、「民間部門や公務部門での動向、諸外国の例等を踏まえて議論した。」といった記載が考えられるが、表現ぶりについては、作業部会で検討することにしてはどうか。

(異議なし)

○ 24頁「あるべき裁判官像(裁判官に求められる資質・能力)」の記載の取扱いについて

- 24頁下から8行目の「これをどのような形で人事評価に取り入れ、どの程度の力点を置くかは別にして、」を削除してはどうか。この記載を読むと、裁判官の執務能力と比べて、裁判官の人格的資質の比重が少し後退しているようなイメージを受けるので削除した方がよいと思う。
- 裁判官の人格的資質が付随的に受け取られる可能性があるので、削った方がよい。
- 事件処理能力、組織運営能力といった裁判官としての執務能力に関する要素が基本であることは、この研究会で一致していたと思う。

- そうではあるが、裁判官の人格的資質が一つの要素であることも確かであり、「裁判官の職務遂行に関連するものである限り」とも書かれているので、ここまで記載しなくてもいいと思う。
- 作業部会では、裁判官の人格的資質は裁判官の執務能力より少し重点が下がるという位置づけで、そのニュアンスを記載してこういう表現ぶりになった。
- 「裁判官の職務遂行に関連するものである限り」という記載もあり、全体としてそのニュアンスが読み込めるのであれば、削っても構わないのではないか。

(異議なし)

○ 25頁「評価項目」に関する審議会意見の取扱いについて

- 25頁下から11行目の「審議会意見において例示されている『事件処理能力、法律知識、指導能力、倫理性、柔軟性』もかなり概括的、抽象的である。」という記載はいかがなものか。前の文章を受け、審議会も、評価項目の具体性について、「詳細かつ具体的な評価項目を設定することは必ずしも適当でない」と言っているように読める。しかし、審議会意見はそこまで言っていないのではないかとと思われるので、削除してはどうか。
- 審議会は、人事評価に明確性・客観性が必要であるとするが、評価項目の例示については、それほど具体的なものを挙げているわけではない。
- この記載を段落冒頭の「その具体化の程度については・・・とされている。」の後に記載し、審議会意見は、評価基準として、具体的かつ客観的な評価項目を定めるべきであるが、例示されているものはかなり概括的、抽象的なものであり、そして、我々が考えた結果はこうだという記載にした方がよいのではないか。それとも注記として記載するか。

- ここでは検討に関する記載に止め、注記にするというのも一つの考えだと思ふ。
- 「具体化するのかが問題になる。」から、直接「確かに、」以下の文章をつなげることとし、審議会の意見は注記で示すこととしてはどうか。
- 審議会の意見はまとめて注記にするが、その表現については作業部会で再度検討してもらふことかどうか。

(異議なし)

○ 25頁「処理件数などの客観的な数値の取扱い」の記載の場所について

- 処理件数が主観的な評価項目のところで記載されているところが分かりにくい。処理件数は、むしろ業績評価の項目のところに盛り込むべきではないか。
- 作業部会では、業績評価のところには入れにくいとの判断から、32頁の事件処理能力のところに入れることも検討したが、その部分は、評価項目、評価の視点をまとめて記載したところであり、やはり入れにくいものであったので、結局ここに記載をしたという経緯であった。
- 処理件数の取扱いについてはいろいろ言われており、その点についての記載はしておきたい。ただ、表題の「主観的な評価項目の取扱い」とは上手く整合していないようにも思われるので、別の項目を立てることも考えられる。
- これだけ別の項目とするのはいかなものか。
- 処理件数は業績評価ではない。
- 「業績評価の取扱い」のところでは、27頁には事件処理云々という記載があり、業績評価以外のことも記載されているので、そこで言及してもよいのではないか。
- ここで言われているものは、企業等で行われている業績評価とは違うのではないか。

- 客観的評価は必要だが、処理件数だけを持ち出されては困るという一般的な裁判官の認識からすると、この位置に処理件数の記載がされていてもおかしくないと思う。
- 議論を持ち出して恐縮だが、記載内容に異論があるわけではないので、もう一度作業部会で議論をしていただきたい。

(異議なし)

○ 28頁の実績の評価等の記載の取扱いについて

- 実績の評価等の記載については、どういう項目があり、それがどう評価に生かされるかということを明示することとし、文言にこだわらないが、例えば「自己評価に活かされることなどにより、別途、評価の対象となり得る。」としてはどうか。
- 手続運営能力のうちの担当事件全般を円滑に進行させる能力はこういった計画性がないとできないものであり、そういう項目で評価するという事は考えられると思う。
- 「別途」とあると、何によって評価されるのかと思われるのではないかな。
- 「事件処理能力等の面で」という記載ではどうか。
- 報告書案を素直に読むと、「このような姿勢の有無の」積極的な面が別途、評価の対象となるのではないかな。
- 事件処理能力と言い切ってしまうと、それのみを評価しているのではないかなということになってしまう。「別途」という言葉を削除すればいいのではないかな。

(異議なし)

○ 絶対評価・相対評価の問題について

- これまでの議論では評価が絶対評価でなされることを前提に話がなされてきたのであり、報告書にその旨の記載を明示すべきではないかな。
- 一般的な問題として、項目を1つ設けることも考えられるかな。

- 30頁13行目の後に、「なお、評価の目的に照らすと、文章式評価に加えて段階式評価を採用する場合であっても、これを採用しない場合であっても、絶対評価をもつて行うことが適当である。」という記載を挿入することではどうか。
 - 裁判官については序列を付ける必要もないし、評価者を地家裁所長や高裁長官とする場合には、全国的な相対評価をすることは不可能であることからしても、絶対評価ということになる。この場合の評価の目的や実行可能性などから記載をすることになるのではないか。
 - 公務員の人事評価制度についても、現在絶対評価のシステムが考えられているのではないか。
 - 裁判官の場合は、国民に対するサービスの提供が問題になるのであり、誰と比べてという評価ではない。
 - 裁判官については、従前から絶対評価が行われてきたのか。
(幹事の説明:基本的に絶対評価である。)
 - 最初の評価の目的の部分に、絶対評価であることを記載すればよいのではないのか。
 - 34頁の下から3行目には「絶対評価」についての記載が出てくる。
 - 34頁に突然絶対評価云々と出てくるのはいかなものか。この点についても作業部会で検討をしてもらおうということではどうか。
(異議なし)
- 29頁「段階式評価」の記載の取扱いについて
- 段階式評価の記載については、29頁下から4行目を「段階式評価を行うことは、評価の結果が明確で客観的であるという長所がある」としてはどうか。
 - それは、段階式評価が客観的になされるという意味か。
 - そうである。

- 段階式評価を行うについては主観も入る。段階式評価は、評価結果の表現としては明確ではあるが、必ずしも客観的とはいえないのではないか。
 - 文章式では必ずしも主観的ではないが、主観的になりやすいという裁判官の意見もあったので、その対比として、段階式については、客観的としてはどうかとしたものである。
 - 段階式評価は、評価の仕方として皆同じ言葉になるという意味では一義的であるが、評価の結果が客観的かということとは違うのではないか。
 - 方式としては客観的に見えるが、評価としては明確ではあるものの客観的ではないのではないか。
 - この点については、そのままということによろしいか。
(異議なし)
 - 表現の問題ではあるが、29頁下から3行目について、段階式評価を行うこと自体ランク付けを意味するので、それだけでは問題点の指摘としては不十分だと思う。裁判官にランク付けによってレッテルを貼られると受け取られることが問題であると考えられるので、そのような表現にしてはどうか。
 - 言われることはもっともであるので、表現振りについては作業部会で検討をしてもらうことでどうか。
(異議なし)
- 30頁の裁判官の人事評価の性質の記載の取扱いについて
- 30頁下から7行目の「一般職の国家公務員や民間会社と異なり、毎期ごとの明確なランク付けは必要がなく」を削除してはどうか思ったが、ここについては先ほど議論した短期的な視点云々のところで既に検討済みであるので、削除しないことで構わない。
(異議なし)

- 32頁「具体的な評価項目及び評価形式の在り方」の「基本方針」の記載の取扱いについて
 - 6行目の「評価項目のうち、一部のものについて、文章式の評価に加えて段階式の評価を行うか否かについては、」の「文章式評価に加えて」を削除してはどうか。
 - 研究会では、評価形式については、文章式評価が基本となり、事件処理能力について、更に段階式評価を行うかどうかの問題となるという認識で一致したのではなかったか。
 - 私もそういう認識である。
 - そういふことであるので、そのままということによるしいか。
(異議なし)
- 33頁「評価項目」の「その他」項目の取扱いについて
 - 33頁下から6行目「具体的な評価項目欄には記載し難い事項、その他特記すべき事項等を記載する。」の部分については、どのような事項が対象となるのか明らかにしておくことが大切なのではないか。何でも「その他」に入るとなると、項目を細かく決めても、結局意味がなくなるのではないか。
 - 評価の全面開示がなされれば、何が書かれるのかわかるので心配ないのではないか。
 - 執務能力に影響するような健康面で特記すべき事項があれば、この欄に記載することが適当であるが、それと同様に、評価項目には入っていないが、評価の関係で参考となる事項として書いた方がよいことありうるのではないか。
 - それならば、例えば休日に介護の補助をしているといったボランティア活動をしているということについてどうか。
 - 裁判官の資質・能力の判断材料になるものであれば、記載することも考えられる。ただ、そのような活動が社会人として望まれることである

ことは間違いないが、それを裁判官の人事評価において評価要素として取り込むかどうかについては議論のあるところと思う。

- そういった記載に関しては、以前に論文を書いたことについてどう扱うかということで議論をした。
- そういう場合は、いわば一般資質・能力の参考となる事項として書くことも考えられる。
- 将来的には、裁判官が弁護士事務所に行ったり、大学で教えたりといったことにもなると思われるが、そうした裁判官の本来の職務以外の活動について、ボランティア活動も含めて、何か特記するものがあれば記載することとし、例示としていくつか掲げてはどうか。そうすることにより何が記載されるかが明らかにすることができるのではないか。
- 以前の研究会で、「その他」欄に具体的な例示がないといろいろなものが記載されてしまうことになるので、記載してはならないことを明示するという議論をしたのではないか。
- それでは、「その他評価に当たって参考となるべき事項」としてはどうか。
- 「特記事項」や「記載し難い」という表現では、何を記載されるのかと思われるので、「評価項目には直接該当しないが、評価に当たって参考となるべき事項」という表現にしてはどうか。
- 表現については、作業部会で再検討してもらってはどうか。

(異議なし)

○ 33頁「評価項目」と「評価の視点(考慮要素)」の記載の取扱いについて

- 33頁最終行の「なお、その記載に当たっては、一般に、評価の視点のすべてにわたり記載するまでの必要はないが、中でも、『一般的資質・能力』については、特徴的な事項を記載することで足りるものとする。」を削除してはどうか。現実問題として評価の視点をすべて記載することが無理であるというのはわかるが、そもそも必要がないとか

それで足りるという表現をするのはいかがなものかと思う。評価される方としては、できる限り項目について評価をして欲しいと思うのではないか。

- 実際の評価をする場面では、評価者は評価の視点の全部を書ききることはできないのではないか。
- 評価をするときに、評価の視点について全部書くということは非常に困難なことであって、その人の特徴なり能力なりをわかるように書けばよく、全部を書く必要はない。そうであるので、この記載を削除することは適当でない。
- それでは、「すべてにわたり記載することは必ずしも要求されない」という表現にしてはどうか。

(異議なし)

- 34頁「段階式評価を取り入れるべきである」とする考え方の記載の取扱いについて

- 34頁下から10行目の段階式評価を取り入れるべきであるとする論者の根拠を、明確に示す必要があるのではないか。
- この点については、根拠を明確に示すこととしたい。

(異議なし)

- 報告書案では、段階式評価を取り入れるべきでないとする「後者の意見が多かった」とされているが、以前の研究会の議論では、段階式評価を取り入れるべきであると明確に主張していたのは私ともう一人であり、そうでないと主張されていた三人以外のお二方についても段階式評価に消極であるかどうかの確認をしたい。
- 「後者の意見が多かった」という研究会報告書案の表現で構わない。
- 私も同じである。

- 35頁「評価に際して考慮してはならない事項の明確化」の記載の取扱いについて

- 35頁最終行については、表題が「明確化について」となっていることから、「確認しておきたい。」という表現ではなく、「制度化に当たって明確化すべきである。」としてはどうか。

(異議なし)

(2) 次回の開催日時は6月24日午後3時からと決まった。今回の議論を踏まえて作業部会で作成される研究会報告書案の前半部分の修正案について検討するとともに、作業部会が作成した研究会報告書案の後半部分及び添付資料について、次回までに、委員から意見を出してもらい、それを踏まえて研究会報告書案の後半部分及び添付資料の議論を行うことになった。